



## ハーレーオーナーズグループメンバーシップ（会員）規約

### 第1条（名称）

当会の名称は「Harley Owners Group（ハーレーオーナーズグループ）」（略称「H.O.G.」呼称「ホグ」）とする。

### 第2条（目的）

当グループは所属メンバーに対しハーレーダビッドソンとビューエルに乗る楽しみを提供することを目的とする。

### 第3条（当グループおよびチャプターの運営・管理）

当グループの運営・管理・企画はハーレーダビッドソンジャパン株式会社（以下、「当社」という）及び当社提携会社が行うものとする。また、チャプター（当会の支部）は当社正規販売網の各店が運営・管理するものとする。

### 第4条（メンバー資格、入会）

1 メンバーは以下のア及びイの資格をいずれも満たさなければならない。

ア ハーレーダビッドソンまたはビューエルを個人にて所有していること。但し、ハーレーダビッドソン及びビューエルの車種や年式は問わない。

イ 当社所定の入会申込用紙等において、本規約を承認のうえ、申し込まれた方で当社が審査のうえ入会を承認した方であること。但し、これからメンバーになろうとする者が新車を購入した場合は申込みは不要とする。

2 メンバーは、メンバー資格を第三者に譲渡・貸与することはできない。

3 入会日は、年会費着金日あるいは入会に必要な書類の提出日のいずれか遅い方とする。但し、これからメンバーになろうとする者が、正規販売網の各店にて新車のハーレーダビッドソンを購入した場合、購入車両の新車登録日を入会日とする。

### 第5条（メンバー資格の有効期限、更新）

1 メンバー資格の有効期限は、入会日より1年後の属する月の末日とする。

2 メンバーは、以下のア及びイのいずれも満たした場合には、メンバー資格を更新することができる。

ア メンバー資格の有効期限までに退会の申し出のないメンバーで、当社が審査のうえ引き続きメンバーと認めた方であること。

イ メンバー資格の有効期限月の月末までに、当社に対し、当社が定める年会費を支払った方であること。

3 更新後のメンバー資格有効期限は、更新月から1年後の属する月の末日までとする。

4 メンバー資格の有効期限経過後2ヶ月以内に当社へ更新の申し出があり、当社が審査のうえ引き続きメンバーと認め、当社が定めた期日までに当社が定める年会費を支払った場合には、更新することができる。この場合、メンバー資格の有効期限は、有効期間内に更新した場合と同じ期間となる。

5 メンバー資格の有効期限経過後2か月を超えて当社へ更新の申し出があった場合は、原則として更新は認められず、新規に入会しなければならない。但し、例外的に、当社が審査のうえ引き続きメンバーと認め、当社が定めた期日までに当社が定める年会費を支払った場合には、更新することができる。この場合、メンバー資格の有効期限は、有効期間内に更新した場合と同じ期間となる。

### 第6条（年会費）

1 メンバーは、当社に対し、当社が定める年会費を支払うものとする。

但し、以下のアからウの場合は、それぞれに定める年会費を支払うものとする。

ア これからメンバーになろうとする者が、当社正規販売網の各店にて新車のハーレーダビッドソンを購入した場合、新車購入台数と同数の年数分連続して、初年度より年会費を無料とする。

イ 当グループに入会中のメンバーが、当社正規販売網の各店にて新車のハーレーダビッドソンを購入した場合、新車購入台数と同数の年数分連続して、メンバー資格更新後より年会費を無料とする。



ウ これからメンバーになろうとする者が、当社正規販売網の各店にて中古のハーレーダビッドソンを購入し、所有者名義の変更から1カ月以内に当会に入会した場合、初年度の年会費を半額とする。

2 初年度の年会費の支払期限は、入会に必要な書類の提出時とする。

更新時の年会費の支払期限は、メンバー資格の有効期限月の月末とする。

#### 第7条 (メンバー特典)

1 メンバーは、当社が提供する特典を当社所定の方法により利用することができる。

2 メンバーが利用できる特典の内容については、当社が書面その他の方法により通知する。

3 メンバーは、特典の利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、メンバーが本規約または特典の利用等に関する規定等に違反した場合、または当社がメンバーの特典の利用が適当でないと合理的に判断したときは、特典を利用できない場合がある。

4 当社が必要と認めた場合には、当社はメンバー特典の内容をメンバーの事前の承諾無く変更することができる。

#### 第8条 (退会等)

メンバーは当グループからの退会を希望する場合、当グループに届け出るものとする。

#### 第9条 (メンバー資格の取り消し)

当社はメンバーが以下のいずれかに該当した場合は、通知又は催告なくメンバー資格の取り消しをすることができる。

ア 自らまたは第三者を利用して、当社、当会、チャプター(当会の支部)および他メンバーに対して暴力的な行為、脅迫的な言動、不当な要求をし、又は当社の信用を毀損し、もしくは当社の業務を妨害する等の行為をしたとき。

イ 入会時に虚偽の申告をしたことが判明したとき。

ウ 本規約に違反したとき。

エ メンバー特典を不当に利用したことが判明したとき。

オ 死亡したとき。

#### 第10条 (チャプター規約について)

当社正規販売網の各店が運営・管理するチャプターに関する規約は、正規販売網の各店が当社指導のもと、決定することができる。

#### 第11条 (本規約の改訂)

当グループはメンバーの承諾を得ることなく、必要に応じて本規約を改訂できるものとする。

#### 第12条 (個人情報の取扱い)

メンバーの個人情報の取り扱いは、別途定める「ハーレーダビッドソンジャパン株式会社プライバシーポリシー」の定めに従う。

#### 第13条 (合意管轄裁判所)

メンバーは、メンバーと当社との間で訴訟が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず当社の本社の所在地を所轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに同意するものとする。

掲載日：2011年12月28日